

一、大同医式について

後藤 志朗

一、高野長英『避疫要法』を読む―近代的な公衆衛生学の取
り込み

斉藤 三郎

例会抄録

江戸医学館における臨床記録

町 泉寿郎・戸出 一郎

はじめに

従来、医学館に対する関心はやや医学古典の文献研究、古典教育に偏していたのではないか。医学館における臨床に対する言及は非常に少なかった。原因にひとつは資料面の不足があった。今回、医学館の臨床の様子を記録した原資料を見出したので、報告する。

資料について

『医学館方案』―藤浪剛一旧蔵・武田科学振興財団杏雨書屋現蔵、全二八丁、錯簡・脱缺がある。

表紙には「方案 卯 七月八月九月」と記すが、中身は卯年の三月十八日から九月十三日までに医学館で初診を受けた患者、十四人の診察・投剤記録である。最も遅い年次は、卯

年七月十八日初診の女性患者「すみ」の除籍日時で、二年後の巳年の六月十三日である。

年代の同定作業の結果、本資料は天保十四年三月十八日から弘化二年六月十三日までの記録であることが分かった。

資料の概観

まず初診の日付と番号、その下に患者の住所、次に身元保証人としての家主や名主の名、次に女性の場合は夫又は息子などの戸主者の名、次に患者自身の名と年齢が記されている。その上部に診断責任者および補助者の名（通称）。その傍らに除籍時の「全快」とか軽快を意味する「懈怠」などの語と除籍の日時、および記録者の名が記される。ここには時に除籍後（医学館から退院後）にその患者を担当する医師の名がしるされることがある。

続いて病歴・病状を比較的詳しく（大体二〇〇字前後）記す。この際、常に記される事項は食欲の有無と大小便の頻度と状態である。成人女性の場合には、月経の状態、出産の有無が記される。続いて処方名が記され、その下に実際の治療担当者（受持）の姓名が記されている。

以下、定期的（概ね月一回）に診断が続けられ、その時点での病状が簡略に記され、病変により転方の必要がある場合には、診断責任者名を記して処方名が記されている。

治療のしくみ・ながれ

i 生徒（五〜六人）が順次病室に入り患者を診察し方案を提出

ii 世話役が診察・評議して妥当な方案作成者に治療を任せる ←

iii 処方を調合役にまわし薬を患者に与える ←

iv 患者の容態を塗板に詳示して生徒の診察の参考とする ←

v 患者の容態を帳簿に記し、別に処方録に処方を記録する ←

vi 毎月三・八の日の病人調に患者の経過を診断し転方・全快・懈怠などを決定する ←

担当医師

〈受持〉小普請・部屋住が担当。『方案』には受持として次の名が見えている。

鹿倉以伯、杉浦玄泉、田村安仙、小嶋昌賢、高麗元衡、平井由庵、町谷元誠、伊達岱庵、井関正伯、吉田栄全、村上良三、土岐二安、宮崎立敬。

〈初診時診断者〉 ◎世話役Ⅱ教諭、もしくは○世話役手伝Ⅱ助教といわれる指導的立場にある者が担当した。『方案』には初診時診断者として次の名が見える。

○小川汶庵、多紀元堅、田中俊哲、野間玄琢、多紀元昕。
○井上玄亮、勝本理庵、谷辺道玄。

〈診断補助者〉 ●助教介（職掌は診断と学生監督）と呼ばれるものがあつた。『方案』には診断補助者として次の名が見える。

●熊谷弁庵、大膳亮宗春、船橋宗禎、森雲禎

〈記録者・病人調担当者〉 日常の診察や診察記録は○助教、および●助教介が担当した。『方案』の記録者として次の名が見える。

○井上玄亮、勝本理庵、谷辺道玄。

●熊谷弁庵、大膳亮宗春、船橋宗禎、森雲禎、坂実庵、山本宗洪。

〈除籍後の担当者〉小普請・部屋住が担当した。『方案』には次の名が見える。

野間玄琇、町谷元誠、鹿倉以伯、小島春沂、久志本右近。

参考資料

「躋寿館遺事」（『継興医報』二九・三〇・三二～三七・四〇）の著者・岡田昌春（一八二七～一八九七）は、天保十二年（一八四一）十五歳より医学館に通学、同十四年に創建された寄宿寮に入寮し、嘉永二年（一八四九）寄宿寮頭取（輪講・会説の統率役）に選ばれ、同六年（一八五三）助教介、安政七年（一八六〇）助教に任ぜられた人物。「躋寿館遺事」の時期はまさに昌春在寮中の時期にあたり、「躋寿館遺事」は「医学館方案」の参考文献として恰好のもの。一方、「躋寿館遺事」は医学館を知る上で重要な資料であるが、昌春の在寮時代から五十年近く経た明治二十九・三十年に発表されたものであり、

信憑性の検証が必要であった。当時の原資料である『医学館方案』との照合により、教諭・助教・助教介の名など細部までかなりの一致が見られることが判明した。

医学館での臨床の目的

庶民治療の意義——少年にして頭位に処するときは、中人以下に治を請ふもの少なし。総て治術の習業を実意を以て習熟せんとらば、貧賤養廝の病人を多く治療するに如くは莫かるべし。貧賤の者は病発より快復又は命終はるまで一医に委ぬるもの多ければ、病情病変初中末を診視し不惻（ママ）の妙理を識悟することあり。頭位の医には貧賤の者は憚り恐れて治を請はず。中人以上は頭位たれども弱輩の医には請ふもの鮮し。」

——寛政四年（一七九二）序刊・多紀元恵『医家初訓』

（平成十四年五月例会）

横浜港邏卒

養生之規則について

中西淳朗

明治五年六月二十三日（陰曆）の「横浜毎日新聞」によれば、神奈川県邏卒総長・平部朝致が、横浜港邏卒養生之規則を発令したことを報じている。この訓令は『神奈川県警察史』に収載されていないものであるので、全文をここに掲げて紹介する。

安寧健康を保有し病症を避けて無恙ならしむるため必要の規則若干を設立するなり。

第一則 炎熱或は発汗中は都て何品に寄らず冰冷なる飲物を用ゆべからず。

第二則 炎熱或は発汗の時に食事を為すべからず。

第三則 炎熱の時卒然と衣服を脱ぎ去るべからず。

第四則 苦熱中又発汗せし時は吹通しの場所に立止り又は

座を占むべからず。

第五則 炎暑又は発汗中に冷水にて沐浴すべからず。

第六則 平生熱湯の沐浴を為すべからず。然れども温湯に

石鹼を用ひて六日の内一兩度を可なりとす。尤も毎朝灌水して全身に暖気を保つまで運動を為すは最上

なり。

第七則 牡蠣、海蝦其他、都ての貝類を日本の五月より十月までの間は食すべからず。

第八則 都て魚類肉類の陳びたる又は腐敗せしものを食すべからず。

第九則 不熟の果実或は陳くして腐敗したる野菜を食すべからず。

第十則 都て食物は一時に呑み下すべからず。能々噛み砕くべし。

第十一則 食事の節多量の飲物を用ゆべからず。薄き茶を少々用ゆるは善とするなり。

第十二則 湿気ある衣服は可成急に脱ぎ去るべし。